

弁護士法人デイトライト法律事務所は、労務、ビジネス関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとして不定期にお送りさせていただいております。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、企業法務に携わる方に少しでもお役に立てる情報となれば幸いです。

- 今月の内容
- 生成AIと著作権の最新情報
 - AI利用による「ハルシネーション」とは
 - 共同親権とは？
 - アスペルガー症候群の夫との離婚について

生成AIと著作権の最新情報

生成AIと著作権の基本を知る

生成AIは、文章や画像、音楽などを自動で作り出すAIです。

この便利な技術を使う上で、著作権の問題は避けて通れません。

現在の日本の法律では、AIが単独で生成した作品には著作権は認められないと考えられています。

著作権は、**人間の思想や感情が創作的に表現されたものを保護する権利**だからです。

しかし、人間がAIを道具として使い、創作的な貢献が認められる場合は、その人間に著作権が帰属すると考えられます。

著作権侵害のリスクと対策

生成AIの利用には、意図しない著作権侵害のリスクがあります。

AIは大量の学習データからコンテンツを生成するため、既存の著作物と似てしまう可能性があります。

生成したコンテンツを公開したり商用利用する前には、既存の作品との類似性がないか必ず確認が必要です。

また、利用している生成AIサービスの利用規約を遵守することも不可欠です。

規約によって、生成物の著作権の帰属や商用利用の可否が異なるため、事前に確認を怠らないようにしましょう。

日本では、AIが著作物を学習に利用する行為は、著作権者の利益を不当に害さない限り、著作権法で認められています。

しかし、その解釈はまだ定まっておらず、今後の判例や法改正の動向を注視していく必要があります。

生成AIと著作権に関する問題は複雑なため、疑問や不安がある場合は、知的財産権に詳しい弁護士に相談することをおすすめします。

<https://www.komon-lawyer.jp/qa/seisei/>

生成AIと著作権の最新情報 | 著作権の侵害事例・リスクと対策



弁護士法人デイトライト法律事務所

福岡オフィス	福岡市博多区博多駅前 2-1-1 福岡朝日ビル 7F
東京オフィス	東京都渋谷区渋谷3-27-11 祐真ビル本館 7F
大阪オフィス	大阪市北区梅田 1-1-3 大阪駅前第3ビル 7F
北九州オフィス	北九州市小倉北区浅野 2-12-21 SS ビル 7・8F
ハワイオフィス	GROUP DAYLIGHT LAW FIRM, LLLC 1600 Kapiolani Blvd. #610 Honolulu, HI 96814

事務所サイト www.daylight-law.jp 労働問題専門サイト www.fukuoka-roumu.jp/
顧問弁護士サイト www.komon-lawyer.jp/



この記事について
のお問い合わせは、
い村までお気軽
にどうぞ。



AI利用による「ハルシネーション」とは

「ハルシネーション」とは

大規模言語モデル(LLM)などが、事実に基づかない、あるいは存在しない情報を、あたかも事実であるかのように生成する現象を指します。

人間が幻覚を見ることに例えられてこの名前がつけられました。

これは、AIが学習データに含まれるパターンや関連性に基づいて、もっともらしい答えを予測・生成するプロセスの中で発生します。

AIは、事実の真偽を判断する能力を持たないため、文脈上自然に見える言葉の並びを優先する結果、誤った情報を生成してしまうのです。

このハルシネーションは、AIの回答が流暢で説得力があるほど、ユーザーがその誤りを認識するのが難しくなるという危険性を含んでいます。

ハルシネーションが原因となった訴訟事例

日本ではまだ、生成された偽情報そのものが争点となった訴訟事例は公に報道されていません。

一方、海外においては実際に訴訟に発展した事例がいくつかあります。

【エアカナダの事例】

2022年、カナダの主要航空会社であるエアカナダは、そのウェブサイト上のチャットボットが顧客に誤った払い戻しポリシーを伝えたことで訴訟を起こされました。

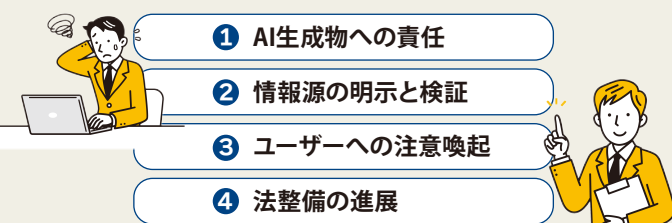
チャットボットは、顧客が家族の不幸でフライトをキャンセルした場合、通常料金でも払い戻しが適用されると説明しました。

しかし、実際にはこのポリシーは存在せず、エアカナダは払い戻しを拒否しました。

裁判所は、AIチャットボットが会社の代表者として機能したと判断し、エアカナダに顧客への払い戻しを命じました。

また、企業がウェブサイトにもAIチャットボットを導入する際、その回答内容に対する責任を負うことを明確に示しました。

今後注意すべき法的事項と対策



AIのハルシネーションがもたらす法的リスクに対処するため、今後注意すべき点がいくつかあります。

① AI生成物への責任

AIのハルシネーションによって生成された誤った情報が他者に損害を与えた場合、そのAIを利用した個人や企業が責任を問われる可能性があります。

② 情報源の明示と検証

AI生成のコンテンツを利用する際は、情報源の検証が不可欠となります。

AIがどのようなデータを基に回答を生成したのか、その信頼性を確認する仕組みや、ハルシネーションを検知する技術の開発が求められます。

③ ユーザーへの注意喚起

企業やサービス提供者は、AIがハルシネーションを起こす可能性があることを、利用規約やウェブサイト上で明確にユーザーに伝える必要があります。

また、生成された情報を鵜呑みにせず、各自で事実確認を行うよう促すことも重要です。

④ 法整備の進展

今後、AIの進化に伴い、AI生成コンテンツの責任範囲や、利用者が被った損害に対する補償制度を定める新しい法律や規制が策定される可能性があります。

各国の動向に注意を払い、適切な法務体制を構築することが企業には求められます。

AIのハルシネーションは、技術的な課題であると同時に、社会的な問題でもあります。

私たちは、AIの利便性を享受する一方で、その限界とリスクを理解し、適切な対策を講じながらAIと共存していく必要があります。



共同親権とは？

共同親権の導入と概要

共同親権とは、離婚後も父母双方が子どもの親権を持つ制度で、**2024年5月の法改正により、2026年5月までに施行されます。**

これまでの日本では、離婚後は必ずどちらか一方の親が親権を持つ「単独親権」でしたが、今後は父母の協議によって共同親権も選択できるようになります。

この制度の導入は、離婚後も子どもと離れて暮らす親（別居親）が子育てに積極的に関われるようにすること、そしてそれが子どもの利益につながるという考えに基づいています。

共同親権のメリットとデメリット

共同親権にはいくつかのメリットがあります。

まず、**親権を巡る激しい争いを回避できる可能性が高まります。**

また、別居親が子どもと関わる責任が明確になるため、養育費の支払いや面会交流がスムーズに行われることが期待されます。

一方で、懸念点も多く指摘されています。

特に、DVや虐待の加害者が親権を持ち続けることで、離婚後も被害者や子どもへの暴力が継続する恐れがあることです。

改正法では、そうしたケースでは裁判所が単独親権を定めることになっていますが、客観的な証拠がない場合にどう判断されるかが課題です。

また、父母間の関係が良好でない場合、子どもの生活が不安定になったり、両親の板挟みになったりするリスクも考えられます。

共同親権の取得と注意点

共同親権を希望する場合、子どもへの虐待や配偶者へのDV行為は厳禁です。

これらは共同親権の取得が認められない大きな理由となります。

また、協議で共同親権を選択するためには、配偶者の同意を得ることが不可欠です。

もし話し合いが難しい場合や、自分のケースで共同親権が取得できるか不安な場合は、離婚問題に詳しい弁護士に相談することをお勧めします。

すでに離婚が成立し単独親権となっている場合でも、改正法の施行後に家庭裁判所へ申し立てることで共同親権に変更できる可能性はあります。

ただし、自動的に変更されるわけではないため、注意が必要です。

共同親権とは？いつから？メリットとデメリットを解説

<https://www.daylight-law.jp/divorce/50002/kyoudoushinken/>

アスペルガー症候群の夫との離婚について

「夫がアスペルガー症候群かもしれない」と悩む女性は少なくありません。

アスペルガー症候群は発達障害の一種で、知的能力が高い一方、対人関係の形成やコミュニケーションに困難を抱えることがあります。

「空気が読めない」「自分の気持ちを察してくれない」といった不満は、単なる性格の問題ではなく、アスペルガー症候群の特性に起因している可能性があります。

このような場合、単なる性格の問題だと捉えてしまうと、思うように離婚問題が解決しないケースも少なくありません。

離婚の進め方と法的な判断

アスペルガー症候群の夫との離婚は、コミュニケーションの難しさを前提に、通常よりも丁寧な対応が求められます。

当事者同士での話し合い（協議離婚）は困難なことが多いため、アスペルガー症候群に詳しい弁護士を立てて交渉を進めるのが得策です。

アスペルガー症候群であること自体は、法律上の離婚原因にはなりません。

しかし、その特性が原因で夫婦関係が破綻し、「その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき」と評価できる場合には、離婚が認め



られる可能性があります。

例えば、夫の言動が原因で妻の実家との関係が極端に悪化したり、予期せぬ出来事で妻を怒鳴りつけたりするなどの事情が考慮されます。

親権や慰謝料、そして専門家への相談

夫がアスペルガー症候群であるからといって、親権者として不適格と判断されるわけではありません。

親権の判断は、子育てに具体的な悪影響があるかどうかなど、個別の状況に基づいて行われます。

また、夫がアスペルガー症候群という理由のみで慰謝料を請求することはできませんが、その特性から生じた具体的な問題（例えば、日常的に妻を侮辱するなどの言動）があれば、慰謝料が認められる可能性もあります。

一人で抱え込まず、カサンドラ症候群になる前に、離婚問題に精通した弁護士に相談し、今後の解決策を検討することをおすすめします。

あなたの夫はアスペルガー？チェックリスト付きで弁護士解説
<https://www.daylight-law.jp/divorce/70008adhd/7000805/>

※転記フリー※

このニュースレターは転記フリーです。

役に立つと思ったら、転記していただいて結構です。

今回の記事に関するお問い合わせはこちらまで

弁護士 本村 安宏

e-mail info@daylight-law.jp

セミナー情報

退職金をめぐる 労務トラブル防止と 制度見直しセミナー

参加費無料



リアル & オンライン開催！

退職金をめぐる労務トラブル防止と制度見直しセミナー

第1部講師 弁護士 宮崎 晃（デイライト法律事務所 代表弁護士）

第2部講師 谷村 俊郎（ブルデンシャル生命保険株式会社 福岡第四支社 シニアコンサルティングライフプランナー）

第1部

- 退職金をめぐる労務のトラブル事例
- 退職金規程の制定・改正・廃止の法的問題
- 優秀人材の離職を防止するポイント

第2部

- 中退共を活用している企業の注意点
- 退職金の問題は、事業継承の問題！？
- いつ、いくら掛かるか正確に把握していますか？

～シミュレーションを活用して分析を～

参加料	無料
日時	2025年10月28日(火) 13:30～15:00
開催場所	デイライト法律事務所 大阪オフィス セミナールーム (大阪駅徒歩8分)
日時	2025年10月29日(水) 13:30～15:00
開催場所	デイライト法律事務所 東京オフィス セミナールーム (渋谷駅徒歩4分)
オンライン	Zoomウェビナーにて視聴可 ※オンライン視聴をご希望される方は同日時で対応します。
定員	20名(先着順となります)

セミナー情報について

詳しくはWEBを御覧ください→

<https://www.daylight-law.jp/138/>



デイライト法律事務所には、各分野に強い弁護士が複数在籍しております。
お困りのことがありましたらぜひご相談ください。



企業法務 / 労働問題



離婚・男女問題



相続 / 事業承継



交通事故 / 人身障害



刑事 / 企業犯罪



破産再生

ご予約専用フリーダイヤル 0120-783-645

24時間 365日 電話受付